

保険医療機関等の皆様へ



**第三者行為対象レセプトへの特記事項「10」
の表示にご協力ください！！**

国民健康保険の被保険者が第三者の不法行為による傷病により、保険給付を受けた場合、市町国民健康保険等（以下「保険者」という。）は、国民健康保険法第64条第1項で、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権の代位取得を行い、保険給付に対する損害賠償請求ができることとなっています。

国保連合会は、保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権の行使に関する事務（以下「求償事務」という。）について、交通事故に限定した求償事務を保険者から委託を受け、年間約10億円の保険財政の健全化に寄与しています。

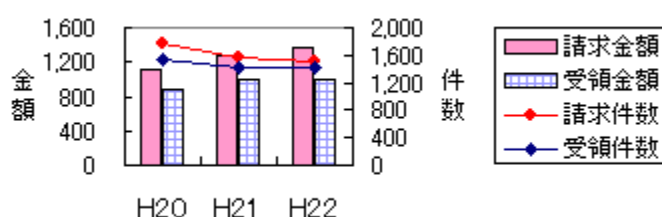
求償事務を遂行する上で、交通事故該当のレセプトの抽出が必須となりますが、その方法としては、被害者の届出、保険者による抽出、国保連合会による抽出等があります。特に有効なのは、「診療報酬明細書等の記載要領」に定められています「特記事項」欄に「10」を記載していただくことにより、加害者等への早期対応が可能となります。

つきましては、交通事故等該当のレセプトにつきまして、「特記事項」欄に「10」を記載していただきますようご協力をお願いいたします。

損害賠償請求及び受領額の推移

（単位：件、百万円）

年度	請求		受領	
	件数	金額	件数	金額
平成20年	1,766	1,118	1,529	877
平成21年	1,575	1,278	1,431	996
平成22年	1,498	1,366	1,421	1,002



<担当>

総務部事業課求償係

TEL 078-332-9504

FAX 078-332-0986